

独立行政法人製品評価技術基盤機構の
平成21年度の業務運営に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における業務運営に関する計画は、以下のとおりとする。

．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A．共通事項

1．戦略的な人材育成の推進

- (1) 職員のキャリアパスの希望を考慮しつつ、技術能力、企画立案能力及び管理能力の向上のため、新規採用職員から管理職までの各階層ごとの研修及び各分野における内部教育訓練を積極的に実施するほか、職員の専門的技術の取得・向上のため、各省庁、団体、外部専門機関等が行う研修に積極的に参加し人材育成を推進する。
- (2) 中長期的視点に立った戦略的な人材育成を図るため、大学、行政機関等内外の関係機関との人事交流、国際会議等への若手職員の派遣を積極的に行うとともに、専門的能力を有する人材の登用等を積極的に行う。

2．戦略的な広報の実施

機構の業務内容とその成果や重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるようにするため、業務及び取り巻く情勢の変化に応じた広報戦略に基づき、広報コストの低減に努めつつも効率的に以下の広報活動を実施する。

- (1) 各分野における業務成果の具体的なユーザーとなり得る関係者に対して、アウトカム活動における調査結果を踏まえながら、ユーザーニーズに即した広報活動・営業活動を推進する。
- (2) 各分野における業務成果の活用を図るため、成果発表を適宜行うとともに、展示会等に参加して具体的なユーザーとなり得る者に直接利用を促す。
- (3) 特筆できる成果については、経済産業記者会等への投げ込みのほか、一般誌、専門誌等に対して積極的な働きかけを行う。また、機会あるごとにマスコミとの懇談会を開催するなど積極的な情報発信を行う。
- (4) 広報展示スペース等の活用を進めつつ、業務紹介ビデオの更新、ウェブサイトの再整理、充実等媒体別に情報発信等機能を強化することにより、機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大を図る。

3．マネジメントの改善

- (1) 各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、目標管理制度を利用して各部門及び課・室にリスク管理を周知・徹底し、全所的な実効あるリスク管理活動を推進する。また、内部統制の充実・強化を図るため、運営会議等の場を活用しつつ、独立行政法人整理合理化計画に基づく、内部統制制度の導入を踏まえ、

機構の内部統制として、不備がある点を検証し、体制整備を進める。

- (2) 職員の自主性、自発性を高め、中期目標、中期計画、年度計画を着実かつ、効率的に達成するため、コストを意識した業務の効率化、質の維持・向上努力に加え、業務の重点化と予算の重点的かつ適切な配分を図るとともに、マネジメントツールとして目標管理制度のより効果的な運営を図る。

職務行動評価（能力評価）制度については、前年度の本格試行結果の分析・検討を行い、適切な人材マネジメントを行うため、制度導入を図る。

- (3) 前年度に引き続き、各部門においてそれぞれの業務のアウトカムの整理・調査を進めることを通じて、ユーザーニーズを抽出し業務改善に繋げるとともに、新たなユーザーを開拓し、業務の成果を普及させる活動を継続する。

B. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

- (1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

引き続き、利用価値の高い微生物の収集のため、国内外において、新規機能を有する可能性が高いと思われる微生物を、さまざまな環境において探索、解析・収集することにより、新規性の高い微生物を保存し、提供体制を整備する。

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

引き続き、大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち、利用価値が高く産業利用可能な微生物を収集するため研究者に寄託依頼を積極的に働きかける。さらに外国等からの大量寄託等を積極的に進める。これらによって、併せて1,500株収集する。他機関から収集した微生物については、基本的性状等を確認するための解析を行った後に保存し、提供する。

DNAクローンの収集・保存・提供

引き続き、DNAクローンの分譲を行うとともに、機構において実施されたゲノム解析結果の利用促進を図るため、ゲノム解析株の主要なDNAクローンを収集する。

また、機構においてゲノム解析を実施した微生物を中心に提供する全ゲノムDNAの種類を増加する。

生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、18年度に生物遺伝資源部門で認証を取得したISO9001の更新審査を受け、登録の維持を行う。

また、ユーザーニーズに応じて分離源別の菌株一覧、細菌や酵母の基準株の一覧といった情報のホームページによる提供、学会との連携等、利便性の向上、普及・啓発活動をバイオテクノロジー分野全体として行うことにより、生物遺伝資源の利用を促進する。

- (2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

国内の生物遺伝資源の有効利用を図るため、「統合データベース」を着実に運用するとともに、情報の一元化に向けて、日本微生物資源学会のカルチャーコレクション委員会委員長として参加機関拡大のための調整を行う。

アジア諸国との生物遺伝資源機関（BRC）ネットワークの構築

すでに一般公開している共通データベースの参加国を増やすため、アジア統合データベース（ABRCN）を着実に運用するとともに、アジア圏微生物資源へのアクセスを拡大し、利用者の利便性向上を図る。

また、アジア地域における生物遺伝資源の保全と利用促進を目的とする多国間協力体制を強化するため、BRCコミュニケーションサイトを構築する。これにより、アジアコンソーシアム（ACM）参加機関間の微生物株や情報の交換を促進し、微生物資源の相互補完の実現を図る。

GBRCN 枠組み構築への貢献

前年度までに構築された生物遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）実証プログラムに参加し、同プログラムの検証に貢献する。

データベース等の充実と情報等の利用促進

新たに保存された微生物をカタログに追加すると共に、解析されたゲノム情報をデータベースに追加し整備・充実する。

国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや学会での発表・展示やインターネット、雑誌、新聞等のメディアを利用した広報活動を行い、機構が保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進する。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

生物遺伝資源の利活用を促進するため、機構が保有する微生物株の中から分類上の標準となるものについて大学、企業等との共同研究先等と協力してゲノム解析等を行い、情報を整備する。前年度に引き続き、解析菌について塩基配列を決定していくとともに、カルタヘナ担保法における審査支援に関わる菌の解析に着手する。

また、遺伝子領域・機能の推定と確認、遺伝子の発現解析、分子系統解析等を実施し、情報を整備する。

これまで機構が蓄積してきた技術やノウハウを社会的課題の解決に役立てるため、社会的・政策的に意義が高い微生物のゲノム解析等について、その要請に応じて積極的に実施する。

国立感染症研究所と協力し、ヒトインフルエンザウイルスの分離株500株以上について、複数の遺伝子の塩基配列を決定する。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

引き続き、生物多様性条約のもとで、国レベルでの連携強化を重視し、二国間協定（MOU）並びに共同事業契約（PA）に基づく共同事業を実施する。

第5回ACM会合においてタイ、韓国、日本の3カ国で提案・議論・調整・作成した微生物移動管理（MMT）に関するACMガイドラインに基づき、システム賛同国を募り、システムの構築を目指す。

日本で開催予定の生物多様性条約に関する第10回締約国会議に向けて第7、8回

A B S 作業グループ会合に参加し、情報収集を行う。

(5) 特許微生物の寄託業務

特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を確実に実施するとともに、積極的な広報活動などにより寄託数の増加を目指す。

生物遺伝資源機関としての技術面での連携を図ること等により効率的な運営を行うとともに、産業界及び寄託者のニーズを踏まえ、信頼性と利便性のより高い特許寄託機関として、生存確認や保存に係る技術力の向上を背景に、迅速化や質の高い技術アドバイス等、サービスの向上を行う。

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）第32条第1項の規定に基づく立入検査等については、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

上記（1）の立入検査等業務を的確に実施するため、ゲノム解析に関する技術やノウハウを活用し、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

第一期に収集整備した約4,000物質及び第二期に収集整備した約1,400物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行う。

前年度に優先整備物質とした約200物質について構造式、物理化学性状、法規制情報などの整備を行う。また、新たに化学物質管理法令の対象となった物質及び前年度に実施した製造・輸入量実態調査結果について調査し、優先整備対象物質リストを更新する。

用途情報、M E T I 毒性試験結果、R E A C H 規制物質及びG H S 分類結果等の情報項目等を追加、更新する。

O E C D で検討が進められているH P V グローバルポータルサイトの整備について、前年度に引き続き、O E C D が運営する化学物質の有害性情報を提供するポータルサイトeChemPortalにデータ提供等を行う。

化学物質管理の専門家として、O E C D の化学品合同会合等の活動に参加し、国内情報の発信及び情報収集を行い化学物質総合管理情報の整備・提供等に関する事業の国際整合性を図るための情報収集等を行う。

前年度に引き続き、業務システム最適化計画に基づいたNITE-LANに統合したハードウェアシステムでのデータ提供環境を維持するために、C H R I P の改修を

行う。また、Webアンケートによるユーザーの要望等を考慮して、新たに追加すべき機能や情報などについて検討を行う。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

国民、事業者、自治体等を対象として化学物質管理に関する情報やリスクコミュニケーションのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、「リスクコミュニケーションの国内事例」や「リスク評価体験ツール」等のコンテンツの見直しやデータの追加を行う。

さらに、事業者や自治体向けには、それらのコンテンツを効果的に活用し、現場に即したリスク評価手法に関するテキスト等を整備し、提供する。

また、「身近な化学物質シリーズ」のコンテンツについて、ホームページを更新する。

前年度に引き続き、自治体における化学物質管理に関する事業を支援するため、ホームページ等で提供するコンテンツを活用した自治体職員向けのPRTRデータ活用セミナーを開催する。

自治体等が主催する講演や研修等への講師派遣を通じて、事業者向けにPRTRデータに基づくリスクコミュニケーションのあり方に関する情報提供を行う。

また、国民に向けた普及啓発として、展示会への出展や自治体等の主催する講演会等への講師の派遣を通じて、化学物質管理に関するわかり易い情報提供を行う。

さらに、作成したコンテンツを冊子化し、行政において国民の窓口となる消費生活センター等に対する情報提供を行う。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

化学物質審査規制法の監視化学物質のうち、製造輸入量が多い物質等のリスク評価を行い、管理手法の検討等のため、適宜情報提供するとともに、評価結果を踏まえて必要に応じてリスク評価手法を改良する。また、化学物質排出把握管理促進法の対象物質等については、初期リスク評価に用いた暴露情報を調査確認することにより、リスクの状況を把握し、必要に応じてリスク評価を行い、評価結果等を情報提供する。

これらの物質のほか、新たな知見の集積などによってリスクが懸念されるに至った物質について、所要の情報を収集するとともに、必要に応じたレベルの暴露評価、リスク評価等を行う。

化学物質審査規制法の監視化学物質の暴露評価、リスク評価に用いるため、製造・輸入量、用途、物理化学的性状、環境モニタリングデータ等の物質情報を調査、整理するとともに、暴露評価、リスク評価に利用できるようなこれらの情報を整備、体系化する。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

リスク評価等の精度向上及び効率化のため、収集した情報、調査の結果等に基づき、環境媒体中への排出量等を予測するための情報の体系化等を行う。また、得ら

れた成果は、リスク評価等に利用する。さらに、室内環境下等における製品からの直接暴露量の予測に必要な情報基盤を整備する。

3. 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援

届出された新規化学物質の事前審査及び事後監視に必要な各種調査等を行い、3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）合同審議会関連資料等を作成・整理し、関係3省に提供するとともに、3省合同審議会において説明等を行う。また、新規化学物質の審査に必要な試験報告書等について、事業者からの提出窓口として、3省に代わって資料受付を行うとともに、それらを3省や審議会委員等に対して配付する。

さらに、新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者等からの問い合わせへの対応を行う。

国が実施している既存化学物質点検、法律に基づき報告のあった有害性情報報告などにより得られた有害性情報について、化学物質審査規制法に基づく評価に関する各種調査、資料作成等の支援を行う。

化学物質審査規制法規制対象物質の指定や、審査が終了した新規化学物質の公示に必要な公示名称等について、その名称原案作成等を行う。また、国際ルールに基づく名称や米国化学会が附与している番号等を附与する。

新規化学物質の審査等に必要な試験データの信頼性確保のために経済産業省製造産業局長が実施するG L P適合試験施設に関する基準適合確認について、職員の現地査察への参加等の協力を行う。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の適切な管理のため、監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備等を行い、経済産業省等に情報を提供する。

また、経済産業省が実施する製造・輸入量に関する実態調査の支援を行う。

審査業務の効率化等のために、新規化学物質の届出情報や新規化学物質及び既存化学物質の試験データ等の化学物質審査規制法所管3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行うとともに、試験報告書等について適切に保管する。また、これら化学物質審査規制法所管3省が保有する情報のうち、Japanチャレンジプログラムで得られた情報などの公開可能な有害性情報などの提供等を行う。

化学物質の有害性等の予測を効率的に行うために不可欠な構造活性相関手法（QSAR）について、化学物質審査規制法に基づく評価等への適用を目指し、既存化学物質等の蓄積性などの有害性等データの整理・解析等を行い、カテゴリー化の検討等を行う。

また、「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」事業については、毒性試験報告書や作用機序情報の収集・整理を行うとともに、収集した情報を用いて毒性知識情報データベース化の検討等を行う。

国における同法の国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収

集、整理等を行うとともに、国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動への積極的な参画などの技術上の支援を行う。

事業者による法令遵守が適切に行われるよう支援するため、化学物質審査規制法に係る情報の提供や、事業者からの照会に対する対応等の普及啓発等を行う。

(2) 立入検査等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

4．化学物質排出把握管理促進法関係業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについてはデータの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力する。

さらに、届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成する。

化学物質排出把握管理促進法の見直しに伴うシステム改修に着手する。

排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する説明会等への講師の派遣など化学物質排出把握管理促進法に係る普及啓発を行うとともに、ホームページなどによる関連情報の提供等により事業者の自主管理の支援を行う。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、OECDにおけるPRTTRタスクフォースに参加しPRTTRの国際整合性を図るための情報収集等や提供等を行う。

前年度に引き続き、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTTR対象物質を取り扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を行い、PRTTRデータの精度を向上させるための基礎資料を作成する。

事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理を支援するため、化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集を引き続き進めるとともに、18年度に開発したPRTTR解析支援システムを使用し、PRTTRデータ解析を行う。

5．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を速やかに経済産業大

臣に報告する。

- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行うため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と合同で分析実験を行う等の訓練を実施する。

国際機関による検査等の対象事業所のうち、約20事業所に対し実態調査を行う。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法、検査に必要な装備等に関する会合、検査実施に関する会合、OPCW等が主催する研修等が実施された場合には、積極的に参加する。

現地分析を伴う国際検査に対し、その受入、対抗分析の実施、最新関連情報の入手等において更なる効率化を図り、受入能力の向上を進める。

途上国支援等の国際協力の場が形成された場合は積極的に参加し、機構の経験を生かした的確な発言、提案を行い、国際機関との連携強化に努める。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の信頼性確保及び技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行う。

国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改訂する。また、認定技術基準の透明性を確保するため、全ての技術基準文書をインターネットにより公開するとともに、必要な場合は説明会を開催する。

さらに、認定業務に対する利害関係者・有識者からの情報を収集するとともに内部監査及びマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図る。また、審査員管理用のデータベース及び審査工程管理用データベースを含め、記録の原本管理やバックアップ等は認定機関としての管理方針に基づき確実に実施する。

高度な技術的専門性を有する審査員の増強を目的として、審査員の資質及び審査レベルの向上を図るため、外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練及び審査員資格保持者に対するフォローアップ研修等を実施するとともに、試験所への講習会の提供等、外部機関とのネットワーク強化のために必要な対応を検討する。さらに、審査員への情報周知、審査レベルの均質化、意見交換等を行うため、審査員連絡会を少なくとも年3回実施する。

職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を少なくとも年4回以上実施するほか、試験所、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。また、認定業務リスク対応事例の蓄積と職員への周知を実施する。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、認定機関協議会の事務局として主導的な役割を担うとともに、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動及び要求事項の解釈の統一化のための活動等を協議会で実施する。同時に、審査員の相互利用や研修の共催など、メンバー間での可能な協力を進める。また、認定機関協議会としてのアジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）への参加について、事前協議を行い、メンバーの意見の反映させる。

(3) 国際相互承認の維持

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、以下の業務を行う。

APLACについては、総会、理事会、MRA評議会、技術委員会等の委員会に、また、ILACについては、総会、MRA委員会、認定委員会等の委員会に参加し、可能な貢献を行う。認定業務の運営に重大な影響を及ぼす事項及び相互承認範囲の拡大の検討に対して、我が国にとって有益となるよう提案等を行う。

さらに、2010年APLAC総会の日本開催に向けて関係機関と調整し準備を進める。

APLAC及びILACのMRA評価チームへの派遣要請に対して、可能な限り職員をMRA評価員として派遣する。

また、MRA加盟の海外認定機関から審査員の派遣要請に対して、可能な限り審査員を派遣する。

(4) 標準物質情報の提供

標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、必要に応じて、関係機関を訪問するなど能動的に調査を行い、標準物質データベースの更新、内容の充実を図る。

また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。

COMAR（注）の運営の国内事務局として、COMARに登録されている日本の標準物質のデータ更新及び新たな標準物質の登録を行う。

また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの名称。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

経済産業省に係る法令に基づく認定業務（注）を標準処理期間内で迅速かつ効率的に実施するため、審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催する。また、事業者からの申請を一層容易にするため、各認定プログラムにおいて必要に応じてガイダンス文書を作成し公表するとともに、認定対象分野を拡大する場合等、認定申請に係る説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。

さらに、認定制度の利用拡大・普及啓発のため、認定事業者と連携した広報活

動を積極的に行うほか、各認定プログラムにおいて、次の業務を行う。

- ア J N L Aについては、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、J I S規格の改正を反映させたJ N L A登録区分告示案を定期的に作成する。また、J N L A制度の普及・拡大を図るため、前年度に公表した不確かさの見積もりに関するガイダンス文書の見直しを行うとともに、必要に応じて測定トレーサビリティに関するガイダンス文書を作成し、公表する。
- イ J C S Sについては、登録有効期限を満了する事業者に対して、有効期限内に登録更新が行われるよう的確に手続きを行う。登録区分の追加があった場合は必要に応じて技術指針文書を作成し、公表する。また、既存の技術指針文書は、最新の校正技術に対応するよう適宜見直しを行う。
- ウ M L A Pについては、認定基準、J I S規格、環境省マニュアル等が改正された場合は直ちにその内容を認定事業者及び審査員に周知する。さらに、経済産業省より指定認定機関からM L A P事業の移管の指示があった場合は、速やかに移管を受け入れる。

注：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）を言う。

法令の遵守状況を確認するため、必要に応じて経済産業大臣からの指示等に基づく立入検査、フォローアップ調査を実施する。

さらに、認定制度の信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービス向上を図るため、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

産業界の認定ニーズに柔軟に対応し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の利用拡大を図るため、必要に応じて校正機関、試験機関及び標準物質生産者の認定を行うとともに、関係する国際制度に対応したITセキュリティ評価機関及び製品認証機関の認定を行う。また、認定分野拡張ニーズの情報収集に努め、必要に応じて新規認定プログラムを開発し、認定を行う。

A S N I T Eの信頼性を向上させ、その適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、審査に対する満足度調査、認定機関への要望調査等を行う。

認定業務を迅速かつ効率的に実施するため、可能な限り他プログラムと連動した評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、必要に応じてガイダンス文書を作成し公表する。

(3) 定期検査等

希望する認定事業者に対して、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の条件を維持する等のため、認定基準であるISO/IEC 17025、ISOガイド34、ISO/IECガイド65に基づき、定期的に検査を行う。

また、認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり技能試験を実施する。

- ア J N L Aについては、前年度に見直しした技能試験計画に従い実施するとともに、必要に応じて技能試験計画の見直しを行う。また、外部試験機関で実施

される土木・建築関係、繊維製品関係等の技能試験については、ISO/IECガイド43に基づき審査・承認し、活用する。

イ JCSSについては、新規に標準供給が開始された区分等がある場合には、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。また、外部校正機関で実施される電気区分、質量区分等の技能試験については、ISO/IECガイド43に基づき審査・承認し、活用する。

ウ MLAPについては、ISO/IECガイド43に基づき審査・承認した外部試験機関で実施される技能試験を活用する。

エ ASNITEについては、民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、必要に応じて技能試験等を実施する。

3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 経済産業大臣及び各経済産業局長の指示により、法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関に対して、経済産業大臣及び各経済産業局長の指示により、法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全4法（注）に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

ア 経済産業大臣の指示に従って法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 経済産業大臣の指示に従って国内（外国）登録検査機関の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

経済産業大臣の指示に従って事業所等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

E．生活安全分野

1．製品安全関係業務

1．製品安全関係業務

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

また、独立行政法人国民生活センターと製品事故の未然・再発防止等のため、積極的に協力・連携する。

消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用して、消防、消費生活センター等の関係機関等と緊密な協力・連携を更に強化する。

収集した製品事故情報を踏まえ、事故品確認・現場調査を少なくとも350件以上行うこと等によって、技術的観点から必要な調査及び分析を行い、迅速な原因究明を行うとともに、事業者が講じた再発防止策の評価を行う。また得られた事故情報についてリスク評価を行い、その結果に基づき事故の再発防止等のための対策を検討する。

なお、原因究明等に際しては、原因究明の精度向上を図るため、製品の高度化に対応しつつ、外部有識者、専門技術者等で構成する事故原因技術解析ワーキンググループ及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催すること等によって、事故発生原因の技術解析を充分に行う。

消費生活用製品安全法に基づく主務大臣からの指示に基づき、重大事故の原因究明、類似事故等からの事故情報リスク分析等を行い、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を的確に行う。

また、平成21年4月施行の改正消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。

事故原因の究明、再発防止措置の評価等において、事故の未然・再発防止のため技術的な究明が必要な案件について、原因究明テストを迅速に実施する。また、原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発を行う。

市場モニタリングテストは、企業、消費者等からの事故情報又は苦情情報の動向等から安全性又は品質性能に問題があると認められる製品について、行政ニーズを踏まえ、消費者保護関連法令の遵守状況の把握、製品の安全性の評価等のために適切かつ迅速に実施する。

(2) 国内外の関係機関との連携

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、独立行政法人国民生活セ

ンター等の国内関連機関や、海外の製品安全機関との連携・協力を図ること等により、輸入品等に係る事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映させることのできる有用な情報の収集・分析及び事故情報と技術情報の提供に努める。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

収集した製品事故情報とその分析結果は、年度及び四半期ごとに取りまとめ、定期的にホームページ上及び刊行物で公表する。

また、事故の技術解析、動向解析、原因究明手法の開発、市場モニタリングテスト等の結果は、ホームページ等により公表する。

さらに、消費者への啓発も含め、必要に応じ、特記ニュースを発行して消費者に危険情報の周知を行うとともに、電子メールマガジンやメディア等による情報提供を積極的に行う。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

必要に応じ、製品安全4法の技術基準のあり方について検討する。

2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行う。

高齢者・障害者対応等の分野の標準化を行う民間機関及び評価手法を開発する機関などの関係機関に対し、これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、技術面からの連携・協力を行うことによりJIS等の国家標準の整備を推進する。

また、前年度までに調査研究等が終了したテーマについては、JIS原案等の作成を行う。

これまで得られた専門的知見や機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）の各種委員会等に、幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等として国際会議に積極的に参画し、調査研究等に基づく国際提案を行うとともに、引き続き、国際幹事国、国際事務局及び国内事務局の運営を適切に行い、海外の標準化機関との連携・交流・協力を行う。

見直し期限の近づいたJIS、TS（標準仕様書）、TR（標準報告書）、IS（国際標準）について、関係する国際規格の動向に注意を払いつつ、内容の見直しを開始する。

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記1.の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保等の観点から、以下の業務を行う。

経済産業省の意見を踏まえ、事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、必要に応じて、製品安全4法の技術基準の改正や、関連する任意規格の改正の提案等を行う。

また、製品安全に係る以下の国際標準化活動にも適切に対応する。

- ・ ISO/COPOLCO（消費者政策委員会）、ISO/PC240（製品リコール）、ISO/PC243（製品安全）等

経済産業省の意見、報告された調査結果を踏まえ、消費者が利用する製品について、複数の製品分野に共通して用いられる規格の原案を作成するとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行う。

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、製品の安全設計に資する人間特性データベースの維持・管理を行う。

また、前年度公開した人間特性に係る技術的データ等の情報リンク集の維持・管理を行う。

3. 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく定期講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく資格講習、認定講習及び再講習を的確に実施する。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、次の立入検査等を的確に実施する。

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等

経済産業大臣の指示に従って製造又は加工品質の管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法適合状況を把握するための試買検査を行う。

製品安全 4 法に基づく製造事業者等に対する立入検査

経済産業大臣の指示に基づき、製品事故の再発・未然防止につながる立入検査検査を効果的、着実に実施するとともに、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等

経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、計量法に基づく指定製造事業者制度における事務への支援は、指定製造事業者制度関係事務処理要領に係る事務のうち、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査

同法第 19 条第 4 項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検

査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全４法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全４法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

F．その他業務

1．登山用ロープの依頼試験

依頼に応じて消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

2．容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施する。また、当該依頼検査については、検査依頼者、独立行政法人産業技術総合研究所及び認定センターと協力して認定制度の適用を推進する。

G．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

生活安全分野における試験業務について、試験等の評価結果の信頼性の確保・維持のため、第一期に適合したJIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）を維持・管理する。

．業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1．外部機関との協力・連携の推進

(1) バイオテクノロジー分野において、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化、産業利用の促進を図るため、試験研究機関、大学及び民間企業との共同事業、連携等により効率的な業務運営を行う。

(2) 試験・校正事業者認定関係業務において、独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所、財団法人化学物質評価研究機構等関連機関とのネットワークを維持・強化するとともに、認定機関協議会を中心とした関係機関との協力・連携活動を推進し、審査事務及び委員会業務の促進と効率化を図る。

- (3) 独立行政法人国民生活センターと製品事故の未然・再発防止等のため、積極的に協力・連携する。

消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、機構の全国組織を活用して、消防、消費生活センター等の関係機関等と緊密な協力・連携を更に強化する。(再掲)

- (4) 標準化関係業務等において、適切な役割分担の下に独立行政法人産業技術総合研究所、福祉用具工業会、大学等と協力・連携を推進するとともに、これらの研究施設の活用等により、効率的な業務運営を行う。

2. アウトソーシングの推進

人的、資金的制約が非常に厳しくなっていく中、第二期に向けますます高まっている機構に対する行政ニーズや期待に応えていくため、以下のアウトソーシングを行う。

- (1) バイオテクノロジー分野については、業務の一層の効率化を図る観点から、ゲノム解析の作業工程について、一部外部化を検討する。
- (2) 化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、前年度に作成した計画に従い、第二期中期期間中に外部委託を実施するためのアウトソーシングの試行を行う。
- (3) 認定業務については、試験事業者の技術的能力を定期的に確認する「技能試験」について、一括外部委託化を進めるため、専門的な技術的能力を有すると見込まれる外部機関に対して、技能試験サンプルの作成、参加事業者への配布、試験結果の回収及び統計的解析等を含めた技能試験の運営に係る業務を引き続き試行的に委託し、技能試験プロバイダーとしての育成を行う。
- (4) 講習業務については、受講者に対するサービスの低下を招かないよう配慮した上で、地域における講習需要の把握から、地域別講習実施計画案の作成、具体的会場手配に至る講習実施業務のアウトソーシングを的確に実施する。
- (5) その他一般管理業務を含め、費用対効果、専門性等の観点から、アウトソーシングの可能性を積極的に検討するとともに、アウトソース可能なものについて順次実施に移す。

3. 外部人材の効果的活用

- (1) 認定業務については、機構外の技術を有する者に対し審査員資格取得に係る研修を行い、資格取得後は技術専門家として活用するシステムの運用を行うことにより、審査実施能力の拡大を図る。
- (2) 製品安全関係業務については、増大する事故原因調査に対応するため、外部の技術的専門家の中から、引き続き、製品安全に係る調査能力を有する人材を積極的に発掘し、機構の製品事故調査員として任用するシステムの活用等を拡大し、製品安全業務における事故情報の調査・分析能力の更なる向上を図る。

4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、一般管理費の削減に対応した最も

効率的な体制となるよう業務量の変動に応じた人員配置を図るため、以下の体制整備を行う。

(1)限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担のあり方等を適時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行う。

(2)機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。

5．業務の電子化の推進

各府省情報化総括責任者連絡会議決定（平成17年6月29日）「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」、同決定（平成18年3月31日）「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」、経済産業省電子政府構築計画に基づき策定された機構業務・システム最適化計画に基づき、機構の業務の最適化及びシステムの整備について、特に一般管理業務に係る新システムの導入に併せ業務の最適化に努める。なお、老朽化を含めた全面更新対象システムには、N I T E - L A Nシステム、文書管理システム、情報公開システム、財務・会計システム、人事事務システム、化学L A N及びC H R I P、認定審査関係のシステム、製品事故関係のシステムを含む。

また、前年度に引き続き、機構全体の情報システム整備、運用に係る年度計画を策定し、全体管理を進めるとともに、I T調達制度の適切な運用及びC I O補佐官の積極的活用による調達審査体制でのI T調達の透明性、公平性の一層の確保を図る。

情報セキュリティ政策会議決定（平成17年12月13日）「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、同決定（平成21年2月3日）「第2次情報セキュリティ基本計画」に基づき、機構全体の情報セキュリティ体制・対策の整備を進め、前年度に引き続き自己点検、試行監査を実施するなど情報セキュリティ対策強化に努める。

6．契約の適正化

一般競争入札を拡大するとともに、一者入札の削減に係る取組を実施し、更なる契約の適正化を図る

． 予算、収支計画資金計画

1． 予算

平成 2 1 年度予算

(単位 : 千円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	7 , 3 9 2 , 0 4 4
施設整備費補助金	2 6 5 , 4 3 8
受託収入	2 4 8 , 0 7 5
うち国からの受託収入	8 6 , 4 4 2
うちその他からの受託収入	1 6 1 , 6 3 3
その他収入	1 8 1 , 4 6 3
計	8 , 0 8 7 , 0 2 0
支出	
業務経費	6 , 3 6 9 , 4 3 5
施設整備費補助金	2 6 5 , 4 3 8
受託経費	2 4 8 , 0 7 5
一般管理費	1 , 2 0 4 , 0 7 2
計	8 , 0 8 7 , 0 2 0
収入	
講習関係収入	1 , 7 9 2 , 4 9 1
計	1 , 7 9 2 , 4 9 1
支出	
講習関係経費	1 , 3 9 2 , 4 1 2
計	1 , 3 9 2 , 4 1 2

2. 収支計画

平成21年度収支計画

(単位：千円)

区 別	金 額
費用の部	8,934,780
經常費用	8,934,780
業務経費	6,369,435
受託経費	248,075
一般管理費	1,204,072
減価償却費	1,113,198
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	8,934,780
運営費交付金収益	7,392,044
受託収入	248,075
手数料収入	181,463
資産見返負債戻入	1,113,198
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	1,392,412
講習関係経費	1,392,412
収益の部	1,792,491
講習関係収入	1,792,491
純利益	400,079
目的積立金取崩額	0
総利益	400,079

3. 資金計画

平成21年度資金計画

(単位：千円)

区 別	金 額
資金支出	10,303,108
業務活動による支出	9,213,994
投資活動による支出	689,035
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	400,079
資金収入	9,879,511
業務活動による収入	9,614,073
運営費交付金による収入	7,392,044
受託収入	248,075
講習関係収入	1,792,491
その他の収入	181,463
投資活動による収入	265,438
施設費による収入	265,438
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0